

令和6年度 沼津市中心市街地まちづくり戦略
沼津駅舎・駅前広場等デザイン検討に係るマネジメント業務委託
公募仕様書

第1章 総則

(適用)

第1条 本仕様書は、「令和6年度 沼津市中心市街地まちづくり戦略 沼津駅舎・駅前広場等デザイン検討に係るマネジメント業務委託」（以下「本業務」という。）に適用する事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 本市では、沼津駅周辺総合整備事業による交通環境や市街地構造の大幅な改善を契機に、沼津駅周辺を車中心からヒト中心の魅力ある場所へと再生し、多くの市民や来街者が集い、交流し、住まい、回遊する都市の顔として再構築していくために、沼津駅周辺総合整備事業の本格展開と併せて実施すべき、まちづくりの施策の方向性を示す「沼津市中心市街地まちづくり戦略」（以下「まちづくり戦略」という。）を令和2年3月に策定し、その後、まちづくり戦略に位置付けた4つの戦略の実現に向けて取り組んでいる。

こうした中、沼津駅周辺総合整備事業の中核となる鉄道高架事業は、鉄道事業者と工事協定を締結し、新貨物ターミナルや新車両基地の整備に向けて、本格的に動き出しており、鉄道高架事業の進展に伴い、沼津駅舎や駅前広場等のデザインを検討するフェーズを迎えている。

駅舎や駅前広場等のデザインを決めるにあたっては、都市計画、建築、交通、ランドスケープなど専門的な知見やノウハウが不可欠であるため、有識者等で構成される「沼津駅舎・駅前広場等デザイン検討会議」（以下「デザイン検討会議」という。）を設置し、本市の玄関口に相応しい、駅舎や駅前広場等が一体となったトータルデザインによる質の高い空間の創出を目指し、多面的な観点から検討を進めることとする。

本業務は、駅舎や駅前広場等のデザイン検討を円滑かつ着実に進めるとともに、次年度に予定している駅舎・駅前広場等のデザイン指針を示す基本計画策定に向けて、デザイン検討会議の運営・管理や有識者等との協議・調整など、デザイン検討全体に関するマネジメントを行うことを目的とする。

(準拠する法令等)

第3条 本業務は、本仕様書、契約書によるほか、次の法令等に基づき、実施しなければならない。

- (1) 都市計画法
- (2) 都市再生特別措置法
- (3) 道路法
- (4) 道路構造令
- (5) 建築基準法
- (6) 静岡県業務委託共通仕様書
- (7) 沼津市業務委託契約約款

(8) その他関係法令等

(作業計画)

第4条 受託者は本業務を実施するにあたり、契約締結後すみやかに、業務計画書、工程表、主任技術者通知書を提出し、承認を受けるものとする。

(貸与資料)

第5条 本業務を実施するにあたり、以下の資料を貸与する。

- (1) 平成30年度 沼津市中心市街地まちづくり戦略 中心市街地交通戦略策定業務委託
- (2) 平成30年度 沼津市中心市街地まちづくり戦略 沼津駅南口駅前広場整備方針等策定業務委託
- (3) 平成30年度 沼津市中心市街地まちづくり戦略 駐車場の適正配置に向けた社会実験実施業務委託
- (4) 平成31年度 沼津市中心市街地まちづくり戦略 公共空間再編に向けた調査・検討等業務委託
- (5) 平成31年度 沼津市中心市街地まちづくり戦略 公共空間再編に向けた社会実験実施業務委託
- (6) 令和2年度 沼津市中心市街地まちづくり戦略 ヒト中心の公共空間創出に向けた歩行者行動・空間構成等の調査・分析業務委託
- (7) 令和2年度 沼津市中心市街地まちづくり戦略 ヒト中心の公共空間創出に向けた空間・交通再編検討業務委託
- (8) 令和3年度 沼津市中心市街地まちづくり戦略 公共空間再編による歩行者行動・空間特性等の評価・分析業務委託
- (9) 令和3年度 沼津市中心市街地まちづくり戦略 公共空間再編整備計画作成等業務委託
- (10) 令和4年度 沼津市中心市街地まちづくり戦略 公共空間再編整備に向けた検討業務委託
- (11) 令和5年度 沼津市中心市街地まちづくり戦略 沼津駅付近高架下空間等利活用方針検討業務委託

(疑義)

第6条 本業務の進行上、内容の変更が必要となった場合、あるいは本仕様書に記載無き事項及び疑義等が生じた場合は、委託者と協議し、その指示に従うものとする。

第2章 業務内容

(業務の内容)

第7条 本業務の内容は、次のとおりとする。

(1) デザイン検討の進め方の立案

駅舎・駅前広場等デザインの検討に関し、具体的な進め方を立案する。

(2) デザイン検討会議等の運営・支援

デザイン検討会議等の資料を作成するとともに、デザイン検討会議等の議論を踏まえて、検討すべき事項を整理する。

なお、デザイン検討会議は4回開催する予定である。

(3) 有識者等との協議・調整

デザイン検討会議等における有識者等の意向・意図を的確に把握し、それを踏まえた検討すべき事項を整理する。また、有識者等と協議・調整を図り、検討すべき事項への対応について整理する。

(4) デザイン検討の進捗管理

デザイン検討の全体スケジュールを踏まえ、令和6年度末までに検討する事項について、進捗を管理する。

(5) 打合せ

本業務を円滑に遂行するため、頻繁に打合せ協議を実施するものとする。(月2回程度想定)

(6) 報告書作成

各項目の検討内容を踏まえ、報告書の作成を行う。

(成果品)

第8条 本業務に伴う成果品は、次のとおりとする。

(1) 報告書 A4版 2部(「本編」「概要編」「参考資料・データ集」としてとりまとめる)

(2) 電子データ(上記及び策定のため収集した資料) 1式(CD-R又は同等以上の電子媒体)

電子データは、「静岡県電子納品運用ガイドライン」に示されたファイルフォーマットに基づき作成する。